

KDRL グループ社団局設立規則

令和4年3月25日 草案

令和4年3月26日 修正

令和4年3月26日(1版) 施行

第1条（目的）

本規則は、関西デジタル無線研究会会員が関西デジタル無線研究会の下部組織として
社団局を開設するにあたり、必要な規則を定め、円滑な会運営を行うことを目的とす
る。

第2条（定義）

本規則において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

- (1) 本規則 KDRL グループ社団局設立規則をいう。
- (2) 責任者 グループ社団局設立申請書を提出した者をいう。
- (3) 当該社団局 本規則に基づいて設立した社団局をいう。

第3条(設立の条件)

本規則において、社団局を設立しようとする者は、定款第5条に定める正会員又は資格会員であって、次に掲げる条件に同意しなければならない。

- (1) グループ社団局設立申請書を関西デジタル無線研究会会长に提出し承認を得ること。
- (2) 免許申請にかかる手続きおよび当該社団局の運用の責任は、免許申請手数料および電波利用料の支払いを含めすべて責任者が負うこと。
- (3) 当該社団局の代表は、責任者が務めること。
- (4) 当該社団局の監事は、原則として関西デジタル無線研究会会长と副会長が兼務すること。ただし、これに代わる者が務めることが適当であると認められる場合、その限りでない。
- (5) 責任者が関西デジタル無線研究会を退会する場合、関西デジタル無線研究会会长は当該社団局設立の承認を取り消すこととする。ただし、退会の前ににおいて本規則第4条4項に定めるところによる必要な手続きをおこなう場合、当該社団局を存続させることができること。

第4条（当該社団局にかかる特則）

当該社団局には、本規則を除き関西デジタル無線研究会が制定する規則は、これを適用しないこととする。

- (1) 責任者は、当該社団局にかかる定款を定め、また必要に応じ規則を定めなければならない。
- (2) 当該社団局の命名権は、責任者に帰属する。
- (3) 命名に際し先頭に【KDRL】(大文字のみ可)または【ケーディーアールエル】(カタカナのみ可)のどちらかを付して命名することができる。
- (4) 当該社団局を関西デジタル無線研究会から独立した単独の社団局としたい場合、責任者は、関西デジタル無線研究会会長にグループ社団局独立申請書を提出しなければならない。
- (5) (4)の手続きを行うに際して、(3)を適用して命名していた場合、先頭に付した【KDRL】または【ケーディーアールエル】を削除し、新たに名称を定めなければならない。

第5条（異常時の対応）

- (1) 責任者は、当該社団局の運用に際し、懸念する事象がある場合、関西デジタル無線研究会会長又は副会長に相談しなければならない。
- (2) 緊急時又は責任者の手に負えない事象が発生した場合は、直ちに運用を取りやめ、関西デジタル無線研究会会長又は副会長に指示を仰がなければならない。